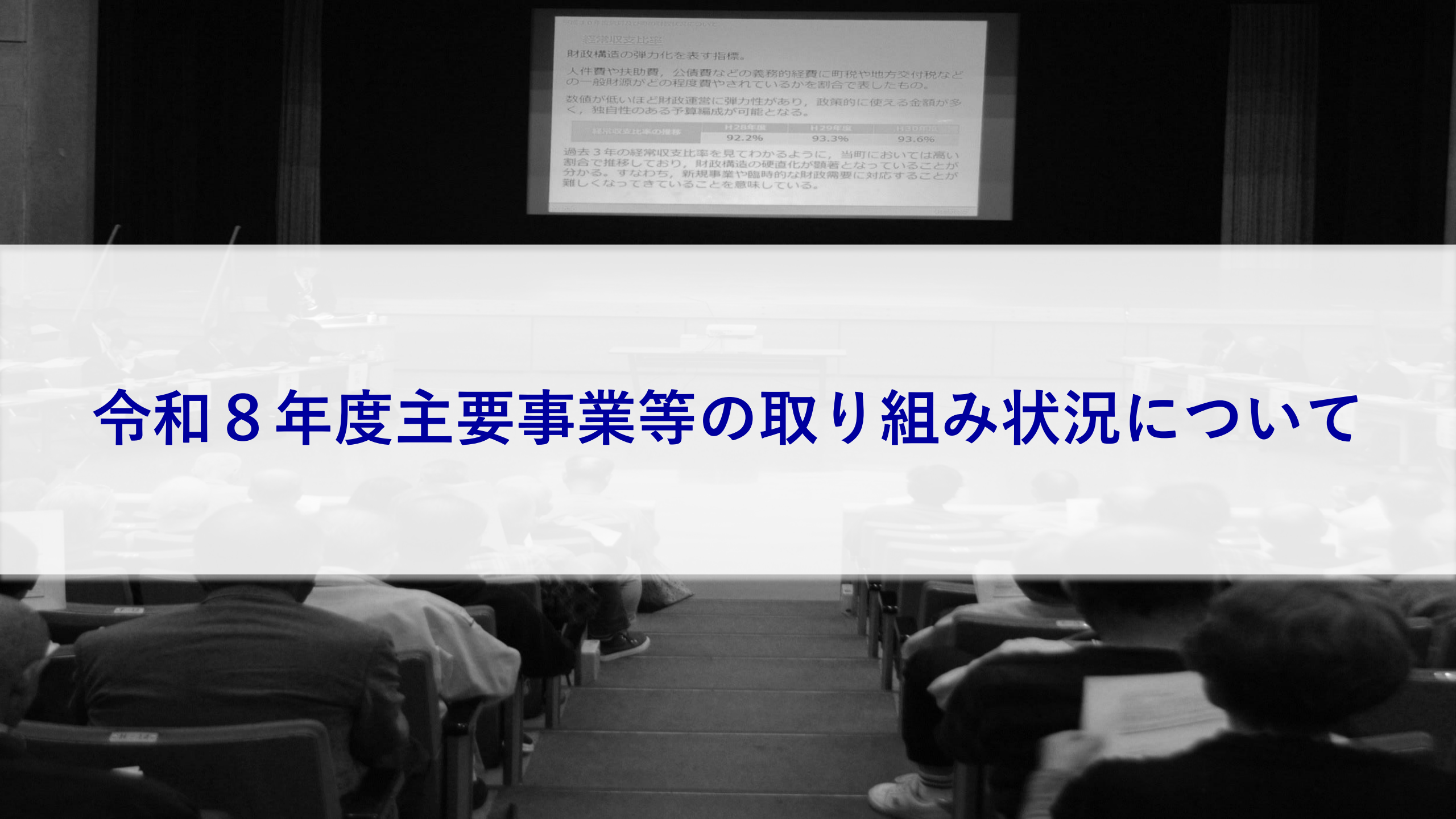
令和８年度　町政懇談会

次　第

１　開会
２　町長あいさつ
３　町からの説明
　○令和８年度主要事業等の取り組み状況について
　○令和７年度決算の状況について
　○下水道使用料の改定について
　　《休　憩》
４　事前質問への回答
５　町政全般についての意見交換
６　閉会

日　時　令和８年１１月８日（日）
　　午後２時００分～
場　所　利根町図書館 多目的ホール



令和８年度主要事業等の取り組み状況について

公共交通再編について【政策企画課】

予算額：公共交通対策事業（956,000円），ふれ愛タクシー運行事業 （24,076,000円）

●令和８年度 公共交通に関する取り組みについて



事業１　路線バスの見直し

路線バスのルートおよび時刻については，変更しない方向で調整。

事業２　福祉バス（福ちゃん号）の見直し（福祉バスのコミュニティバス化を検討）

⑴．現状について

現在の福祉バスは利用無料であるが，昨今の運転手不足や，人件費・燃料費の上昇など今後の運行経費の増加が見込まれることから，利用者の少ないバス停留所や運行区間について見直しせざるを得ない状況となり，福祉バスの運行自体，維持することが難しくなることが想定される。

⑵．今後の方向性

福祉バスをコミュニティバス化し，料金を徴収（金額は未定）することにより，国の特別交付税措置の対象となることから，現在よりも便数を増やすことでさらなる充実を図る。コミュニティバスの巡回ルートについては，以下２ルートを想定。

・ルート１（町内便）　…コミュニティバスのルートは路線バスの運行ルートと重複しないことを想定。生涯学習センターから町内の公共施設・商業施設等を通り，取手市のJR取手駅へ向かう路線バスの停留所（早尾台の「団地中央」で検討 ）にて乗り継ぎすることにより，コミュニティバスと路線バスの接続もスムーズにする。**➡取手市のJR取手駅への移動を確保**

・ルート２（布佐駅便）…路線バスが運行していない昼間の時間帯に布川地区を周回し，JR布佐駅へ乗り入れるルートを設けることを検討。**➡我孫子市のJR布佐駅への乗り入れ**

公共交通再編について【政策企画課】

予算額：公共交通対策事業（956,000円），ふれ愛タクシー運行事業　（24,076,000円）

事業３　ふれ愛タクシーの利便性向上について

現状３台で運行しているが，さらに１台増便を検討し，路線バスおよびコミュニティバスが運行しない地域については，ふれ愛タクシーで移動ニーズのカバーを行い，それでも網羅できない場合は新たな交通サービスの導入検討を行う。



事業４　近隣自治体への乗り入れ

⑴．現状について

町外については，現在ふれ愛タクシーにおいて，龍ケ崎市の「関東鉄道竜ヶ崎駅（1乗車400円）」「龍ケ崎済生会病院（1乗車500円）」，取手市の「JAとりで総合医療センター（1乗車500円）」の乗り入れを行っている。（ふれ愛タクシー運行委託：布川交通㈱）

また，令和7年11月に福祉バスのバス停を日本ウェルネススポーツ大学に設置。布佐駅と大学間を往復している日本ウェルネススポーツ大学のスクールバスを町民でも無料で利用できるようになった。



⑵．今後の方向性

前頁でお示ししたとおり，福祉バスを有料化したコミュニティバスで，取手市のJR取手駅へ向かう路線バスの停留所（早尾台の「団地中央」で検討 ）にて乗り継ぎすることにより，コミュニティバスと路線バスの接続をスムーズにする。

➡取手市のJR取手駅への移動を確保

路線バスが運行していない昼間の時間帯に布川地区を周回し，JR布佐駅へ乗り入れるルートを設けることを検討。

➡我孫子市のJR布佐駅への乗り入れ

事業１～４は，最終的には学識経験者や交通事業者，茨城県運輸支局の職員など，総勢18人で構成される『利根町地域公共交通活性化協議会』で協議し，決定する。

企業誘致と公共施設跡地利活用について
公共施設跡地の概要について【財政課】

●未利用の公共施設跡地について

企業誘致が可能と考えられる未利用の公共施設跡地には，旧東文間小学校，利根消防署跡地，旧すこやか交流センターの３か所がある。

旧東文間小学校



利根消防署跡地

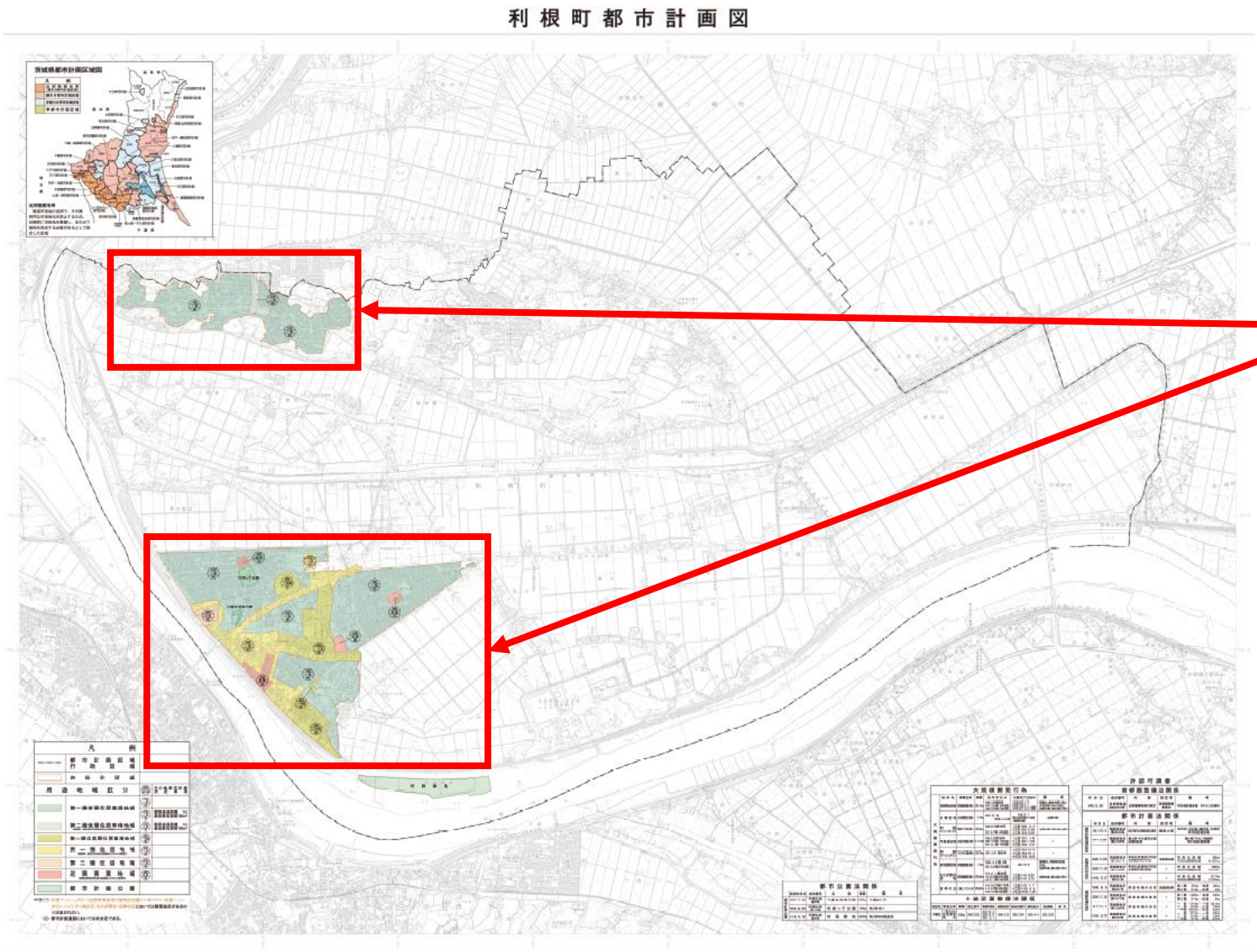


旧すこやか交流センター



企業誘致と公共施設跡地利活用について

公共施設跡地利活用に係る都市計画関係法令等による規制について【まち未来創造課】



【法令等における利根町の現状】

「竜ヶ崎・牛久**都市計画区域**」の構成自治体のひとつ

↓

「**近郊整備地帯**」に指定されている

↓

「**市街化区域**」と「**市街化調整区域**」を定めなければならない

無秩序な市街化を防止するため
&
計画的な市街化を図るため

利根町の総面積：2,490ha
市街化区域の総面積：212.3ha
市街化調整区域の総面積：2,277.7ha

⇒町総面積に対し，**市街化区域が占める割合は，約8.5%**

企業誘致と公共施設跡地利活用について

公共施設跡地利活用に係る都市計画関係法令等による規制について【まち未来創造課】

公共施設跡地のほとんどが市街化調整区域

→ 市街化調整区域では，原則として開発・建築を抑制

→ 例外として認められる開発行為等を都市計画法第34条で規定

→ 都市計画法第34条のどの基準に該当するかを確認

既存の建築物を利活用する場合でも，市街化調整区域に立地している場合には都市計画法上の許可・基準への適合確認が必要

たとえば都市計画法第３４条では・・・

- １号： 公益上必要な施設・日常生活に必要な小規模店舗
- ４号： 調整区域内の農林水産物の処理・貯蔵・加工等に必要な建築物
- ７号： 既存工場と密接に関連する工場
- ９号： 市街化区域に立地することが困難または不適当な建築物・工作物
- １０号： 地区計画等の内容に適合する建築物
- １４号： 開発審査会の議を経て認められるもの

※「すこやか交流センター」は市街化調整区域ではなく市街化区域に立地しているため，建築基準法の用途地域と照らし合わせて，利活用の用途が適合しているかを確認する必要がある。

企業誘致と公共施設跡地利活用について

企業誘致活動の進捗状況について【政策企画課】

・町有地である旧東文間小学校，旧すこやか交流センター等を中心に，一部民間所有の土地も含め複数の業者へ情報を提供し，利活用の相談を行うなど，積極的に企業誘致に取り組んでいる。

・事業提案の内容を実施するにあたり，都市計画関係の法令等を満たす必要があるため，まち未来創造課と共に県に相談を行い，事業提案者と調整を行っている。

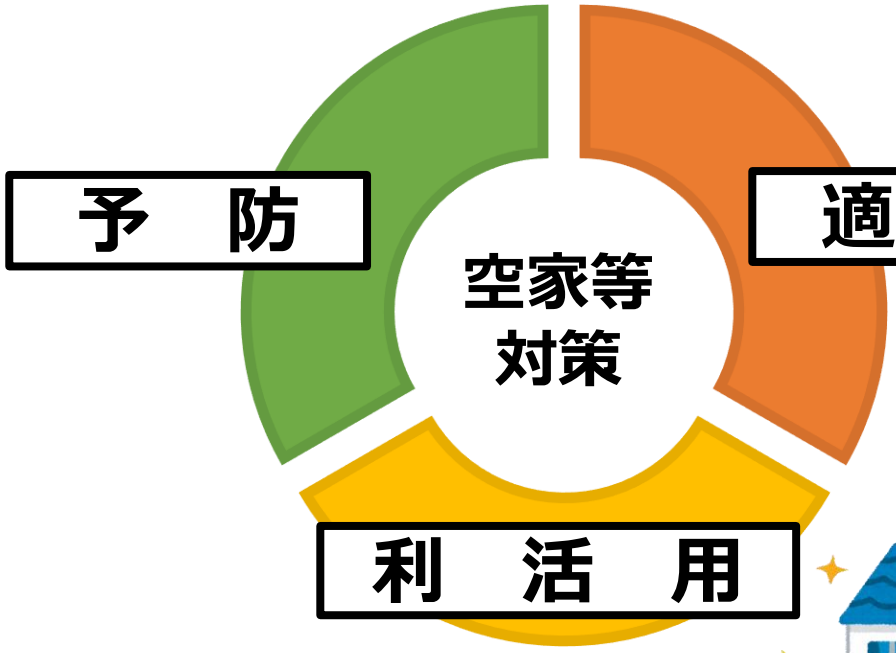


空き家・空き地対策事業【生活環境課】

予算額： 12,708,000円

●空き家・空き地対策の取り組み









空き家・空き地対策事業【生活環境課】

予算額： 12,708,000円

●空き家・空き地バンク制度　（茨城県宅建協会連携事業）

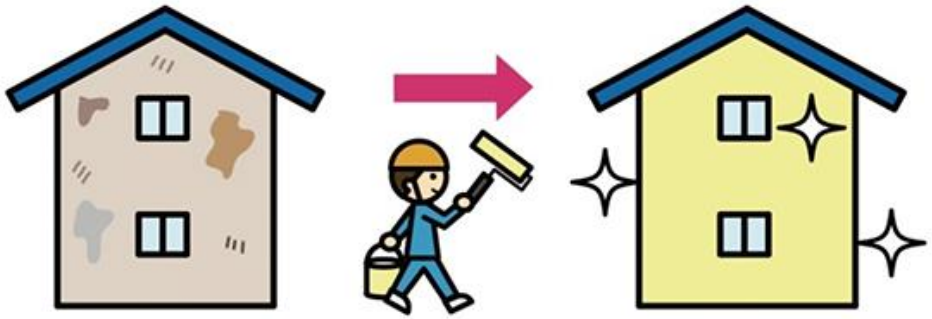
空き家と移住希望者のマッチング　➡　移住・定住促進，地域活性化

●支援制度

空き家リフォーム工事助成金：町内の業者を利用した場合に限り，
リフォーム工事費用の２分の１を助成
（上限３０万円）　＊その他の要件あり

空き家子育て活用促進奨励金：中学生以下の子供がいる世帯に支給
（２０万円）　＊その他の要件あり





空き家・空き地対策事業【生活環境課】

予算額： 12,708,000円

●地域おこし協力隊　空き家コーディネーター


安藤隊員


藤田隊員

【活動内容】

空き家・空き地バンクの促進，円滑な運営

- 空き家の調査、空き家所有者への対応、相談を行う。
- 空き家所有者と移住希望者のマッチングを行う。



空き家所有者・移住者への情報発信

- 空き家に関する情報をSNS等を使用して情報発信する。
- 移住者希望者へ向けて空き家情報をSNS等を使用して発信していく。

イベントの企画

- 空き家に関する相談会の実施。
- 空き家を使ったワークショップの実施。







出産祝金支給事業【子育て支援課】

予算額： 3,100,000円

出産祝金支給事業とは

子どもの誕生を祝福するとともに養育者の経済的負担の軽減を図るため，出産祝金を支給する。

・対象となる子　令和８年４月１日から令和１８年３月３１日までの間に出生した子

※制度の期限を１０年間とする。制度の効果を検証し，事業の継続か見直しかを検討する。

・対象となる方　子が出生した日の３か月以上前から当町に住民票があること。子を監護し，かつ，生計を同一にしていること。

・支給額　対象となる子１人につき **２０万円**（２回に分けて支給：生まれた年１０万円，翌年１０万円）

※町税等に滞納がある方・対象となる子を養育していない方は，祝金を受給できない。

・補助割合　町１／２　県１／２（茨城県過疎地域出産祝金補助事業）



妊婦のための支援給付費補助金事業

・**１０万円** を支給（妊娠届後５万円，妊娠している子どもの数の届出後５万円）

・補助割合　国１０／１０（妊婦のための支援給付交付金）

出産祝金支給事業・妊婦のための支援給付交付金事業の２つで合計 **３０万円** が支給される。

自治体間交流協定の締結について【指導課】

予算額：４，４００，０００円

目的：利根町の児童生徒たちの「生きた英語力を育む」

～国際交流を推進し，「世界とつながる実践力」の育成に向けて～

①児童生徒の英語力の向上

◎教科書→「リアルな体験」も追加

・リアルな交流体験
同世代とのオンライン交流による実践機会の創出

・学ぶ意欲の向上
同世代の生の英語に触れ，「交流の楽しさ」を体験

・国際感覚の定着
異文化の理解と積極的な発信力の育成

②ALT（外国語指導助手）の増員

◎日常的に英語と触れ合う環境の構築のため，
３名から４名に増員

・人材の確保：
仲介業者を通して，現地の優秀な人材の受け入れ

・各小中学校への手厚い指導
日常的から質の高い英語指導を実現

・地域の国際化
学校生活全般や地域イベントなどへのALTの参加

財源：総務省「ALT任用に係る地方財政措置」
ALT１人につき，約５００万円の交付税措置

国際交流・多文化共生推進事業の進捗状況について

意識啓発

●地場産業フェスティバル（R7）
→母国紹介写真展を開催



●多文化共生フェス（R8）
→日本語スピーチ大会
外国人８人（ネパール，中国，
パキスタン，ベトナム，バングラディシュ）

●職員研修（R7～）



・入管法基礎研修
・やさしい日本語研修
・多文化共生推進について

【講師】
入管庁職員／茨城大学准教授

●広報，町公式ホームページの活用

・多文化共生の取り組みを発信
・外国人の方専用のページを作成し，情報提供や日本のルールの周知を強化中

コミュニケーション支援

●住民協働事業団体のサポート（R7～）
①日本語サロン
→日本語教室の運営，イベント開催等

②留学生コネクとね
→外国人留学生と地域住民との交流会や
留学生の生活サポート等



●日本語支援者養成講座(R7～)
(全５回コース)
外国人とやさしい日本語でコミュニケーションを取れるための講座を実施。
(参加者３０名)

【講師】
日本語ゆめラボ　日本語講師

●外国人通訳支援（R８.4月～）



(英語・ネパール語・インド語)
日時：毎週月曜日９時～１７時
場所：住民課

生活支援

●ワーキングチームの活用(R7～)



・各課が抱えている課題対応について
生活指導オリエンテーションの実施，栄橋の立哨，交通マナーや公園適正利用の周知，パトロール，ごみ出し指導訪問など

●地域おこし協力隊の活用　（R８.１月～）
「多文化共生プロモーター」

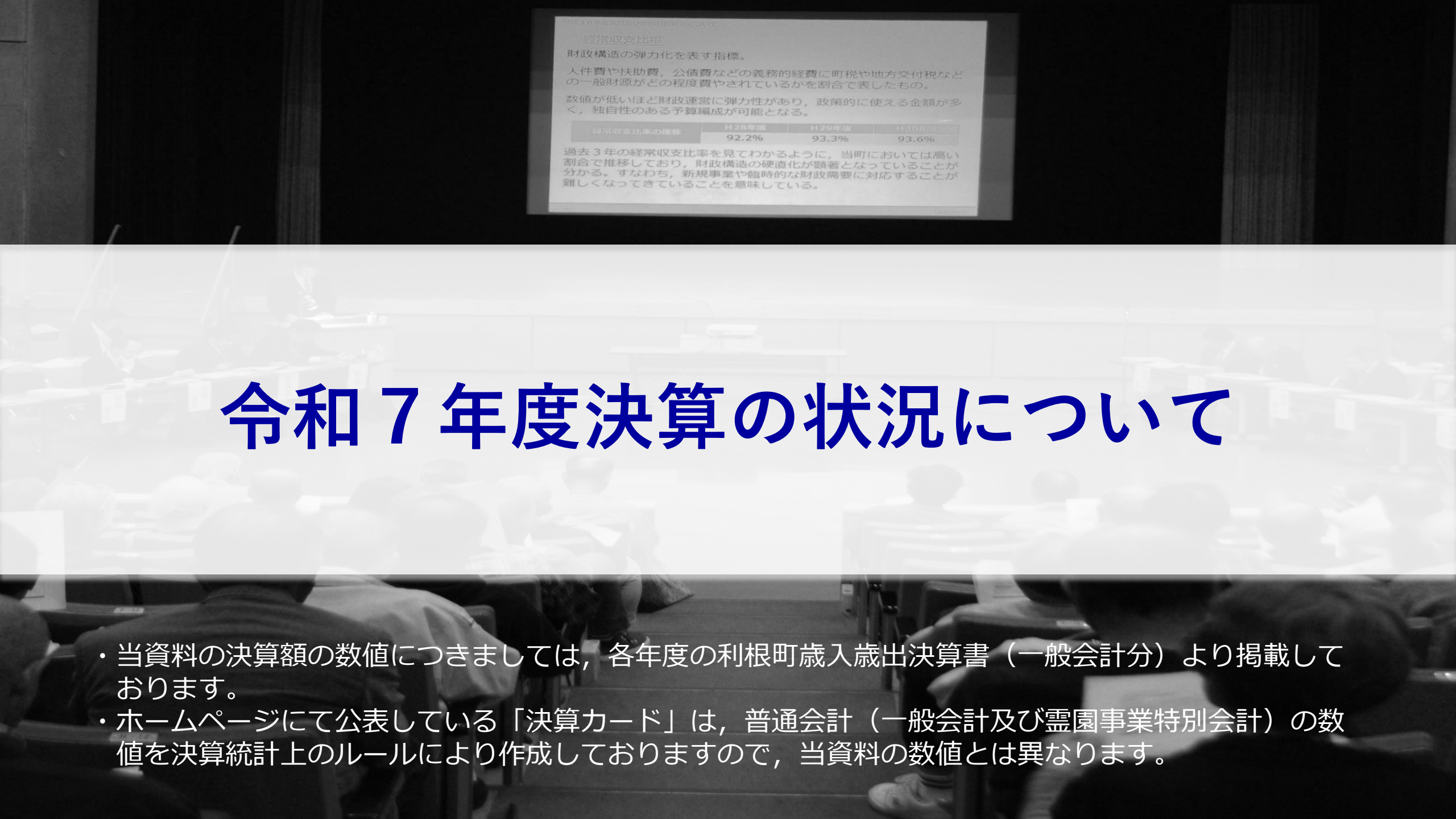


・地域コミュニティの活性化
・多文化共生の推進に係る活動
・外国籍住民への生活支援　など

●学校，管理会社(不動産会社)と連携強化

受け入れている学校や，管理会社(不動産会社など）とごみ出しなどの生活指導の強化を行っていく。





令和７年度決算の状況について

・当資料の決算額の数値につきましては，各年度の利根町歳入歳出決算書（一般会計分）より掲載しております。
・ホームページにて公表している「決算カード」は，普通会計（一般会計及び霊園事業特別会計）の数値を決算統計上のルールにより作成しておりますので，当資料の数値とは異なります。

令和７年度決算（一般会計）

	令和６年度	令和７年度
歳入	8,360,526,111円	**7,615,874,611円**
歳出	8,074,023,327円	**7,300,169,257円**

・令和７年度歳入歳出差引残額　315,705,354円

◆参考◆　過去５年間の決算額　（千円）

	R3	R４	R５	R６	R７
歳　入	7,025,382	7,200,151	7,432,781	8,360,526	7,615,874
歳　出	6,747,620	6,919,106	7,141,173	8,074,023	7,300,169

・令和７年度は庁舎大規模改修工事終了により大幅に額が減額。

令和７年度決算の状況について

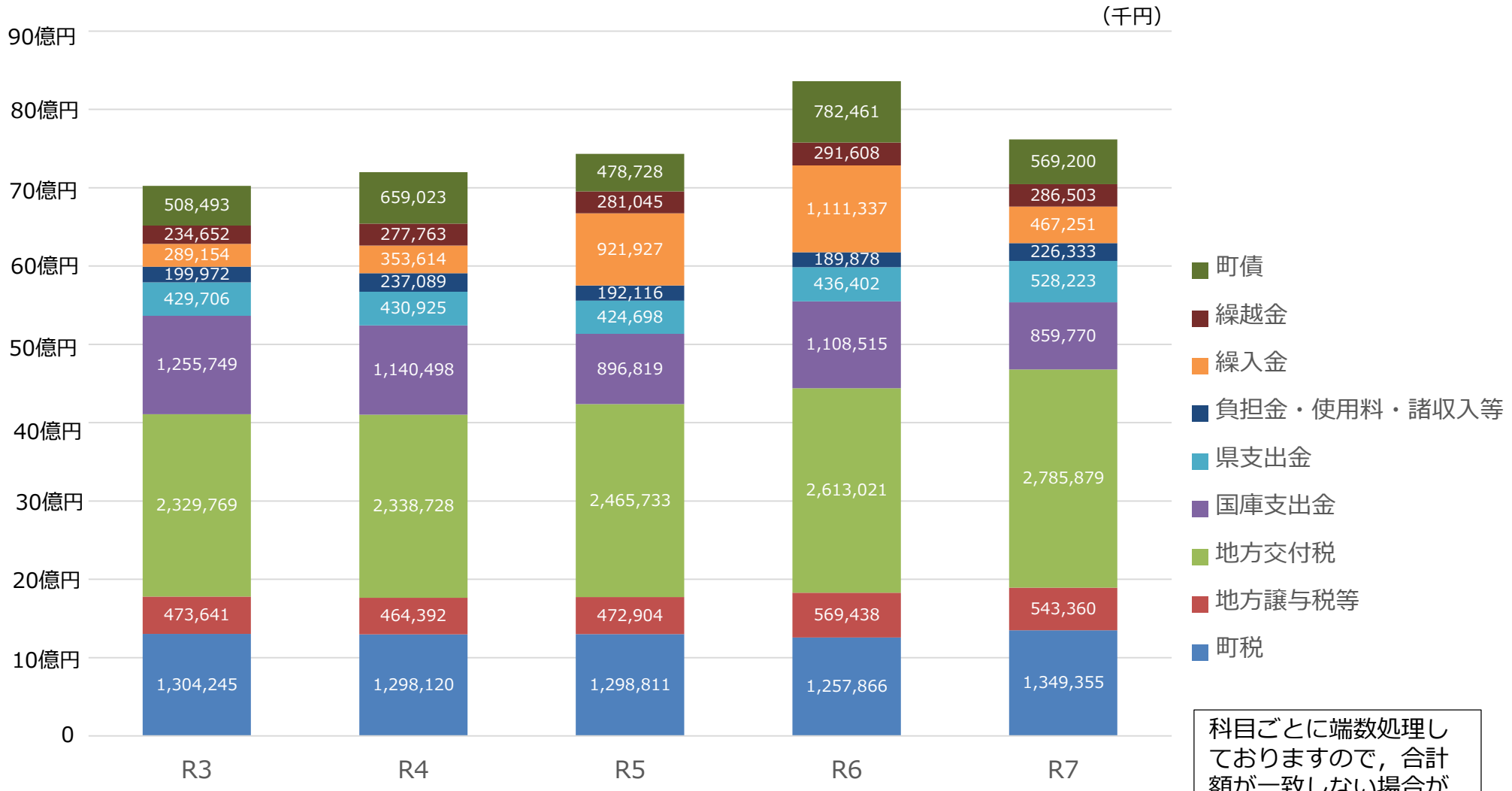
令和7年度決算（一般会計：歳入内訳）

（千円・%）

款		令和６年度決算額	**令和７年度決算額**	増減額	増減率	構成比
1	町税	1,257,866	**1,349,355**	91,489	7.27	17.72
2	地方譲与税	92,184	**93,064**	880	0.95	1.22
3	利子割交付金	678	**2,867**	2,189	322.86	0.04
4	配当割交付金	13,662	**14,942**	1,280	9.37	0.20
5	株式等譲渡所得割交付金	18,951	**23,136**	4,185	22.08	0.30
6	法人事業税交付金	16,719	**17,018**	299	1.79	0.22
7	地方消費税交付金	342,960	**370,368**	27,408	7.99	4.86
8	自動車税環境性能割交付金	10,880	**11,644**	764	7.02	0.15
9	地方特例交付金	71,796	**8,900**	-62,896	-87.60	0.12
10	地 方 交 付 税	2,613,021	**2,785,879**	172,858	6.62	36.58
11	交通安全対策特別交付金	1,608	**1,421**	-187	-11.63	0.02
12	分担金及び負担金	8,934	**7,688**	-1,246	-13.95	0.10
13	使用料及び手数料	39,515	**38,029**	-1,486	-3.76	0.50
14	国 庫 支 出 金	1,108,515	**859,770**	-248,745	-22.44	11.29
15	県支出金	436,402	**528,223**	91,821	21.04	6.94
16	財産収入	19,145	**18,468**	-677	-3.54	0.24
17	寄附金	45,458	**39,185**	-6,273	-13.80	0.51
18	繰入金	1,111,337	**467,251**	-644,086	-57.96	6.14
19	繰越金	291,608	**286,503**	-5,105	-1.75	3.76
20	諸収入	76,826	**122,963**	46,137	60.05	1.62
21	町債	782,461	**569,200**	-213,261	-27.26	7.47
合　　計		8,360,526	**7,615,874**	-744,652	-8.91	100.00

※款ごとに端数処理しておりますので，合計額と一致しない場合があります。

年度別歳入決算額の推移



科目ごとに端数処理しておりますので，合計額が一致しない場合があります。

令和７年度決算の状況について

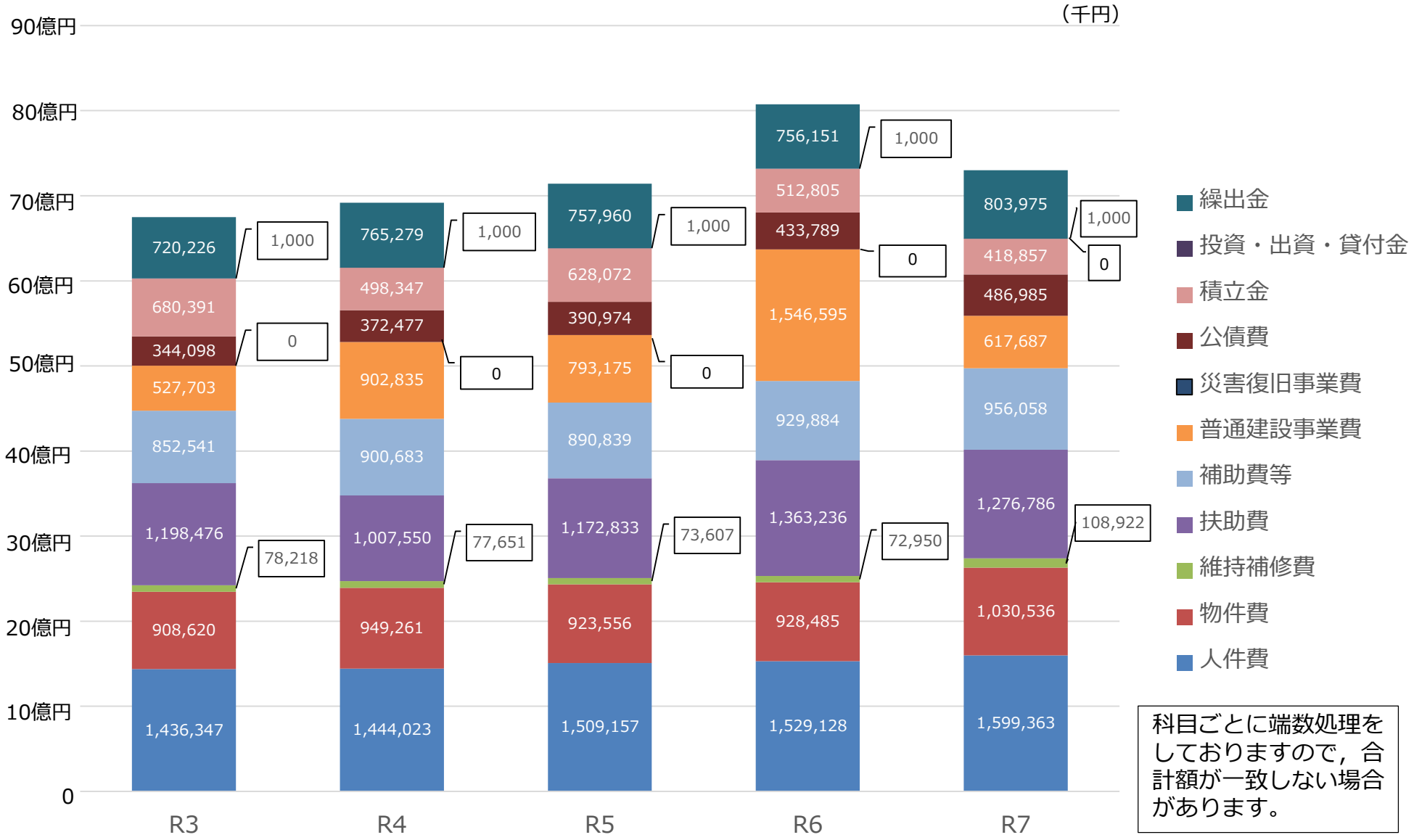
令和7年度決算（一般会計：歳出性質別）

（千円・%）

科目	令和６年度 決算額	令和７年度 決算額	増減額	増減率	構成比	増減理由 （増減率10%以上のもの）
人件費	1,529,128	1,599,363	70,235	4.59	21.91	
物件費	928,485	1,030,536	102,051	10.99	14.12	自治体情報システム標準化・共通化対応業務委託，タブレットパソコンによる増
維持補修費	72,950	108,922	35,972	49.31	1.49	性質別見直しによる増
扶助費	1,363,236	1,276,786	-86,450	-6.34	17.49	
補助費等	929,884	956,058	26,174	2.81	13.10	
普通建設事業費	1,546,595	617,687	-928,908	-60.06	8.46	庁舎大規模改修工事の減
公債費	433,789	486,985	53,196	12.26	6.67	過疎対策事業債元利償還金の増
積立金	512,805	418,857	-93,948	-18.32	5.74	減債基金積立金及び公共公益施設維持整備基金積立金の減
投資・出資・貸付金	1,000	1,000	0	0.00	0.01	
繰出金	756,151	803,975	47,824	6.32	11.01	
合計	8,074,023	7,300,169	-773,854	-9.58	100	

◆※款ごとに端数処理しておりますので，合計額と一致しない場合があります。

年度別歳出決算額の推移（性質別）



科目ごとに端数処理をしておりますので，合計額が一致しない場合があります。

令和７年度決算の状況について

令和7年度特別会計歳入歳出執行状況　　（千円）

会　計　名	歳入決算額	歳出決算額	差引額
国民健康保険特別会計（事業勘定）	1,824,078	1,779,800	44,278
国民健康保険特別会計（施設勘定）	166,946	150,601	16,345
利根町営霊園事業特別会計	6,919	5,848	1,071
介護保険特別会計	1,959,690	1,848,634	111,056
介護サービス事業特別会計	21,309	19,790	1,519
後期高齢者医療保険特別会計	762,417	759,284	3,133
合　計	4,741,359	4,563,957	177,402

令和7年度末における基金現在高及び現在高の推移（一般会計）

（千円）

基金名		R６年度末現在高	R７年度末現在高	増減額
利根町財政調整基金		529,432	**583,111**	53,679
利根町減債基金		361,090	**344,701**	-16,389
その他特定目的基金	利根町地域づくり特別対策事業基金	6,142	**6,142**	0
	利根町公共公益施設維持整備事業基金	62,471	**32,344**	-30,127
	利根町義務教育施設整備基金	100,393	**98,445**	-1,948
	利根町環境施設整備基金	22,283	**1,517**	-20,766
	利根町地域福祉基金	211,609	**204,846**	-6,763
	新利根川治水対策整備基金	287,446	**260,663**	-26,783
	利根町成田線整備基金	5,163	**5,163**	0
	利根町農業経営基盤強化基金	28,105	**27,463**	-642
	茨城県利根浄化センター周辺地域生活環境整備基金	1,358	**918**	-440
	がんばる利根町応援基金	88,111	**102,172**	14,061
	利根町都市計画事業基金	24,212	**29,040**	4,828
	利根町防災基金	26,055	**26,055**	0
	森林環境譲与税基金	7,827	**5,405**	-2,422
	地方創生応援基金	5,700	**6,600**	900
合計		1,767,397	**1,734,585**	-32,812

基金（一般会計）現在高の推移	R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	**R７年度**
財政調整基金	974,812	830,861	655,505	529,432	**583,111**
減債基金	143,137	243,137	276,458	361,090	**344,701**
その他特定目的基金	1,330,292	1,545,648	1,416,386	876,875	**806,773**
合計	2,448,241	2,619,646	2,348,349	1,767,397	**1,734,585**

基金についてはこの他に，各特別会計の財政調整基金等があります。

基金について

基　金　の　種　類	基　金　の　内　容
財　政　調　整　基　金	地方公共団体が年度間の財源不均衡を調整するために設置されている基金です。財源が不足する年度や，災害などが発生した際の支出の増加に備え，積立を行っています。
減　債　基　金	地方債の償還額の増加に備え，公債費が財政を圧迫することを防ぐ目的で設置されている基金です。
そ　の　他　特　定　目　的　基　金	特定の事業目的達成のために設置されている基金です。

令和7年度末における町債現在高及び現在高の推移

（千円）

公債分類		主な用途	R６年度末現在高	R７年度末現在高	増減額
一般会計	公共事業債	道路整備事業・農地基盤整備事業等	217,283	**178,785**	-38,498
	災害復旧事業	災害による施設復旧事業	750	**600**	-150
	全国防災事業債	小中学校屋内運動場天井落下防止工事	66,870	**62,753**	-4,117
	教育福祉施設等 学校教育施設等	小中学校施設整備（耐震工事・大規模改造等）	455,179	**425,177**	-30,002
	教育福祉施設等 社会福祉施設	児童クラブ新設工事	5,846	**4,309**	-1,537
	教育福祉施設等 一般補助施設	まちづくり交付金事業（道路整備等事業）	0	**0**	0
	一般単独 防災対策	避難所施設改修工事	986	**657**	-329
	一般単独 地方道路	道路整備事業	20,080	**11,081**	-8,999
	一般単独 緊急防災・減災	水防センター新設工事・防災行政無線デジタル化工事等	221,118	**215,436**	5,682
	過疎対策事業	過疎地域持続的発展計画に基づく事業（道路・施設改修等）	3,048,736	**3,477,346**	428,610
	減収補てん債	地方消費税交付金等減収に伴う補てん	4,699	**3,916**	-783
	減税補てん債	減税による地方公共団体の減収補てん	3,931	**1,103**	-2,828
	臨時財政対策債	地方交付税の不足分に対する借入れ	2,113,936	**1,887,415**	-226,521
	都道府県貸付金	災害援護資金貸付金	5,277	**4,995**	-282
	合計		6,164,691	**6,273,573**	108,882

町債現在高の推移	R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度
町債（一般会計）	5,398,323	5,697,284	5,799,380	6,164,691	**6,273,573**
うち臨時財政対策債	2,688,091	2,518,289	2,322,404	2,113,936	**1,887,415**
うち過疎対策事業債	1,425,814	2,003,028	2,379,202	3,048,736	**3,477,346**

※公債分類ごとに端数処理しておりますので，合計額と一致しない場合があります。

町債について

町　　債	町債の内容および普通交付税における措置内容
臨　時　財　政　対　策　債	国から交付される普通交付税の財源不足を補うため，不足分の一部を地方公共団体が借入を行う地方債のことで，元利償還相当額についてはその全額が後年度の普通交付税に算入されます。
過　疎　対　策　事　業　債	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により過疎地域の指定を受けた市町村が特別に発行を認められた地方債で，元利償還金の７割が普通交付税に算入されます。

その他の公共事業等債をはじめとしたほとんどの地方債についても，普通交付税への算入率は変わりますが，元利償還金が普通交付税に算入される有利な町債を借入するようにしております。
非常に有利な条件の過疎対策事業債を優先して借入しているため，過疎対策事業債以外の町債が減少しております。

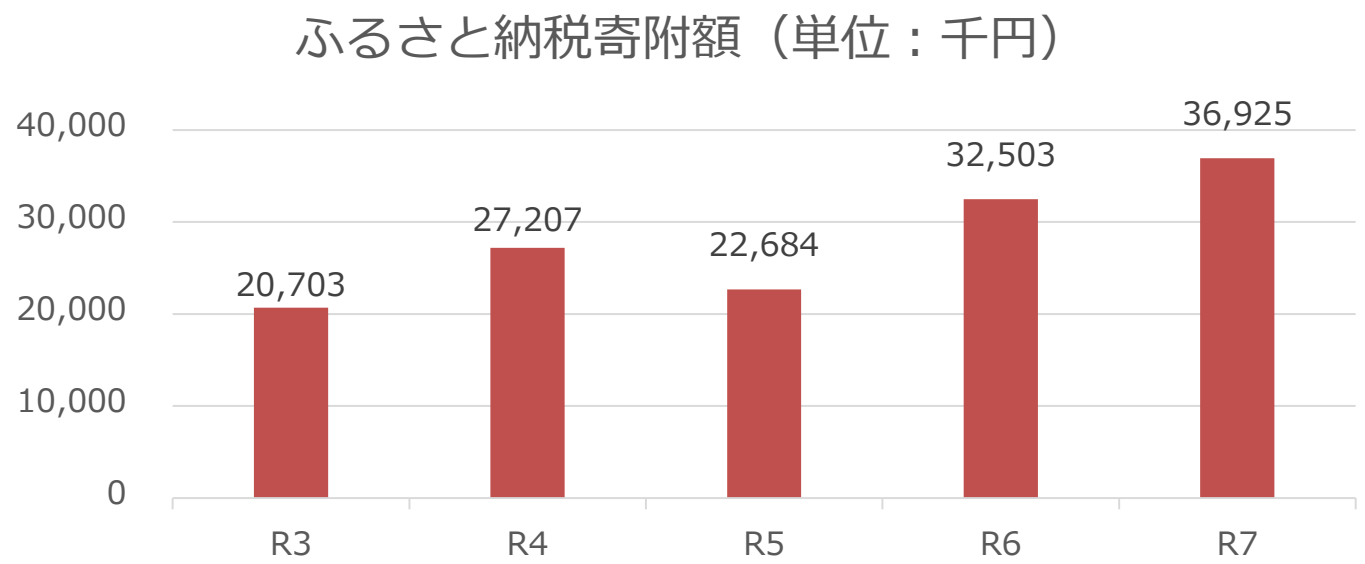
ふるさと納税の決算状況について

令和７年度「がんばる利根町応援寄附金」　寄附額　36,925,000円

令和７年度については，返礼品の新規開拓や返礼品のラインナップを充実させたり，配達費用の見直しなど経費の削減を行いました。

過去５年間の寄附額の推移状況　　**（千円）**

年度	R３	R４	R５	R６	R７
寄附額	20,703	27,207	22,684	32,503	36,925



◆健全化判断比率　（令和８年10月発行「広報とね」に詳細を掲載しております）

町の財政の健全化を判断する４つの比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
利根町の比率	**黒字**	**黒字**	**2.2%**	**―**
早期健全化基準（黄信号）	15%	20%	25%	350%
財政再建基準（赤信号）	20%	30%	35%	

実質赤字比率…普通会計（一般会計＋霊園事業特別会計）の赤字額の標準財政規模（町税＋普通交付税等）に対する割合。

連結実質赤字比率…公営事業会計を含めたすべての赤字額の標準財政規模に対する割合。

実質公債費比率…普通会計が負担する公債費や公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額の標準財政規模に対する割合。

将来負担比率…普通会計が将来負担することとなる町債の残高や公営企業債に対する繰出見込額など実質的な負債の標準財政規模に対する割合。

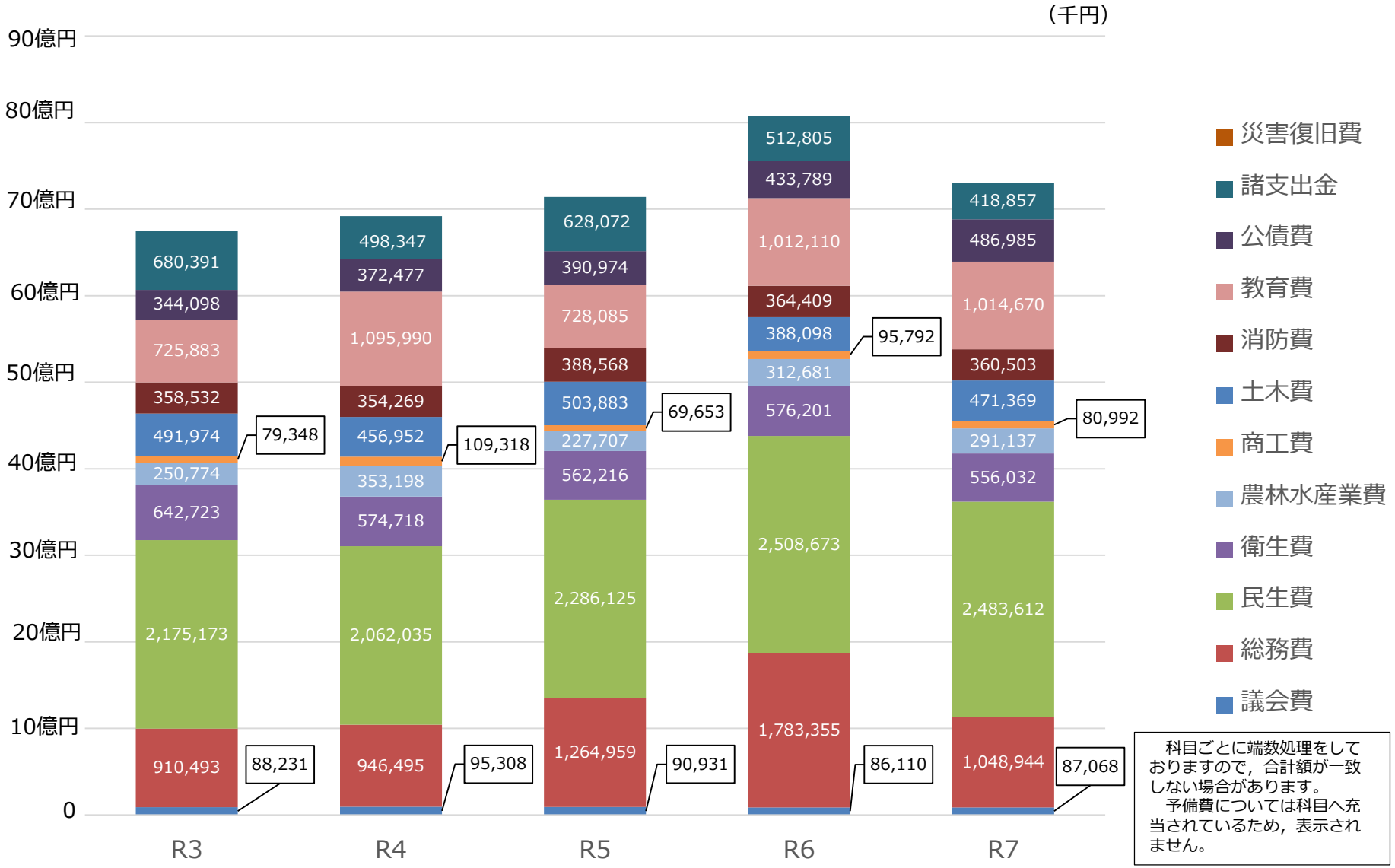
令和７年度決算の状況について（参考資料）

令和7年度決算（一般会計：歳出目的別）　（千円・%）

款		令和６年度決算額	**令和７年度決算額**	増減額	増減率	構成比
1	議会費	86,110	**87,068**	958	1.11	1.19
2	総務費	1,783,355	**1,048,944**	-734,411	-41.18	14.37
3	民生費	2,508,673	**2,483,612**	-25,061	-1.00	34.02
4	衛生費	576,201	**556,032**	-20,169	-3.50	7.61
5	農林水産業費	312,681	**291,137**	-21,544	-6.89	3.99
6	商工費	95,792	**80,992**	-14,800	-15.45	1.11
7	土木費	388,098	**471,369**	83,271	21.46	6.46
8	消防費	364,409	**360,503**	-3,906	-1.07	4.94
9	教育費	1,012,110	**1,014,670**	2,560	0.25	13.90
10	公債費	433,789	**486,985**	53,196	12.26	6.67
11	諸支出金	512,805	**418,857**	-93,948	-18.32	5.74
※12	予備費	各科目へ充用した（4,148）	**各科目へ充用した額（2,148）**	―	―	―
合	**計**	8,074,023	**7,300,169**	-773,854	-9.58	100.00

※予備費は緊急的な予算外支出のために当初予算で5,000千円を計上しておりますが，各科目へ充用にて振り分けるため決算額としては計上されません。
◆※※款ごとに端数処理しておりますので，合計額と一致しない場合があります。

年度別歳出決算額の推移（目的別）



科目ごとに端数処理をしておりますので，合計額が一致しない場合があります。
予備費については科目へ充当されているため，表示されません。

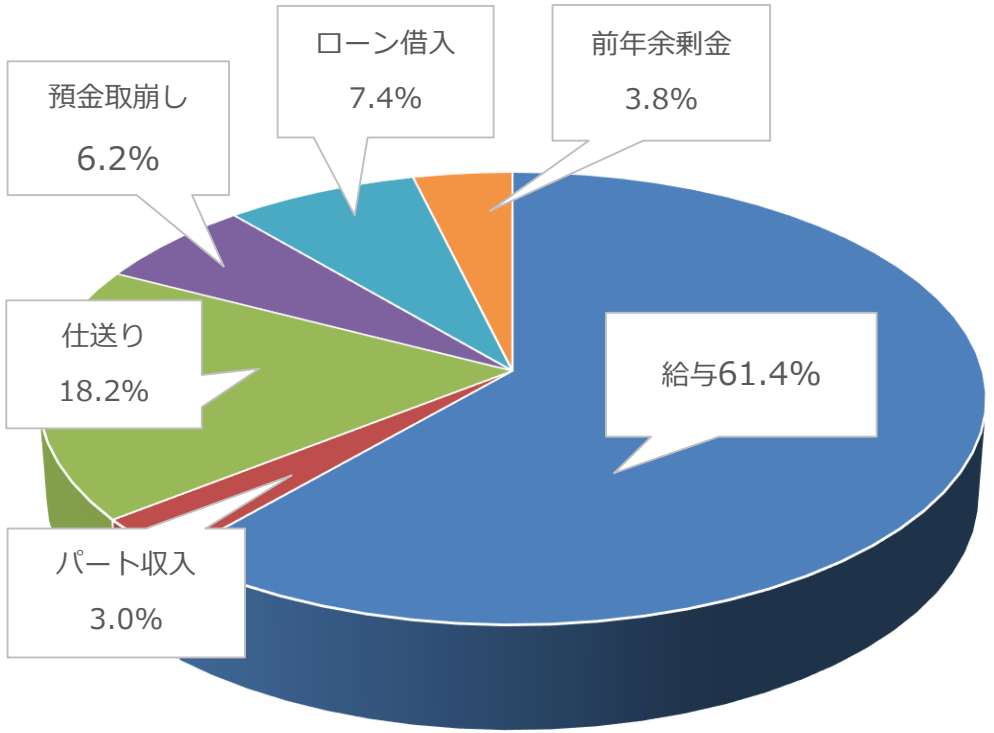
◆決算を家計に例えてみた場合

令和７年度一般会計決算を身近に考えるため，１年間の収入が５００万円の家庭の家計簿に置き換えました。

歳入

一般会計決算		家計での収入額	
町税，地方交付税，地方譲与税等 4,678,594千円	町民税／固定資産税等，普通交付税／特別交付税，国県からの税再配分等	給与	**307万円**
負担金，使用料等 226,333千円	施設使用料，保育料等	パート収入	**15万円**
国県支出金 1,387,993千円	国県補助金等	仕送り	**91万円**
繰入金 467,251千円	基金繰入金	預金取崩し	**31万円**
町債 569,200千円	臨時財政対策債 各種事業債等	ローン借入	**37万円**
繰越金 286,503千円	前年度繰越金	前年余剰金	**19万円**
7,615,874千円	合　　計		**500万円**

※決算額については項目ごとに端数処理しております。



基金（預金残高）	町債（ローン残高）
114万円	**412万円**

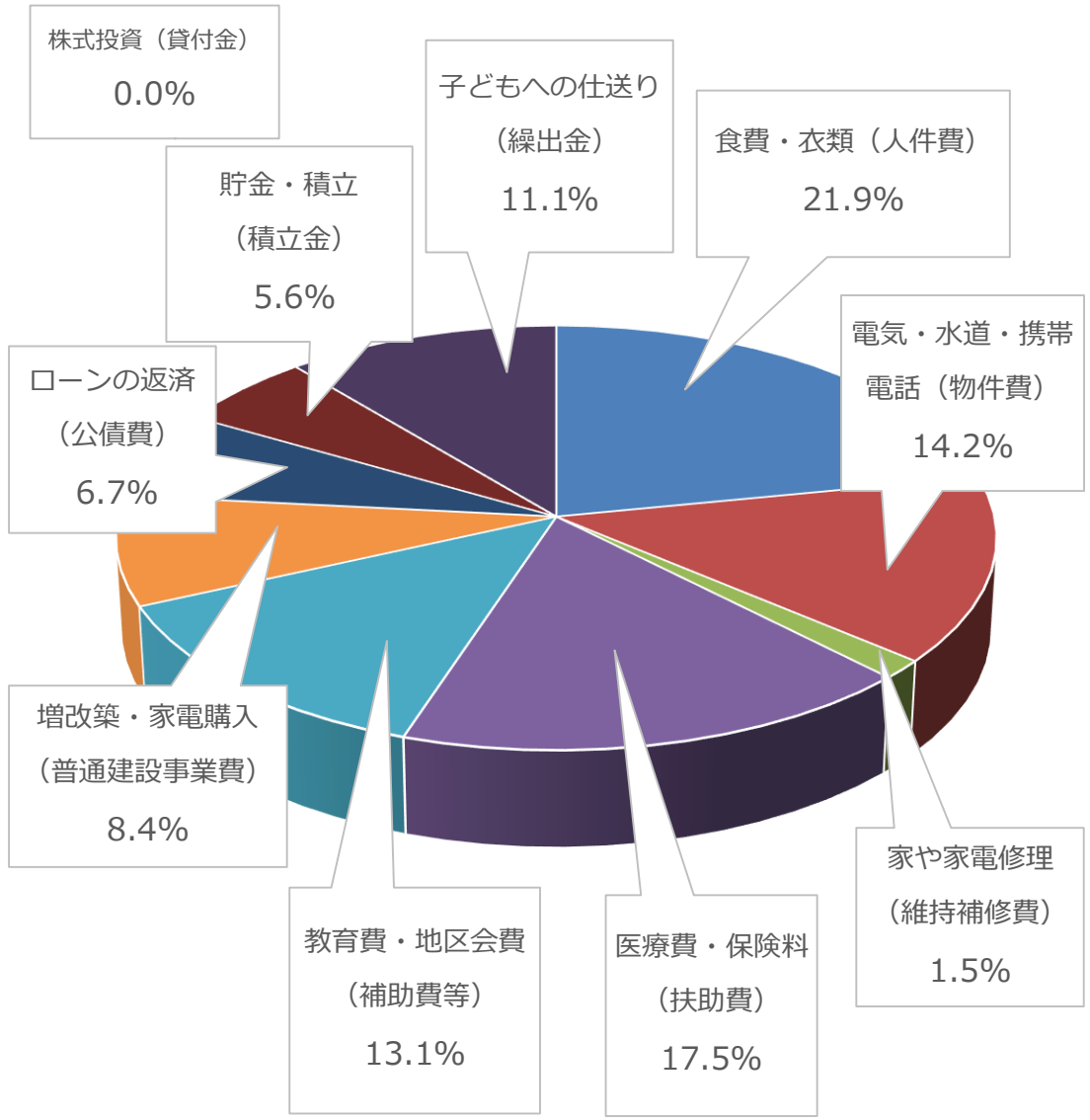
令和７年度決算の状況について（参考資料）

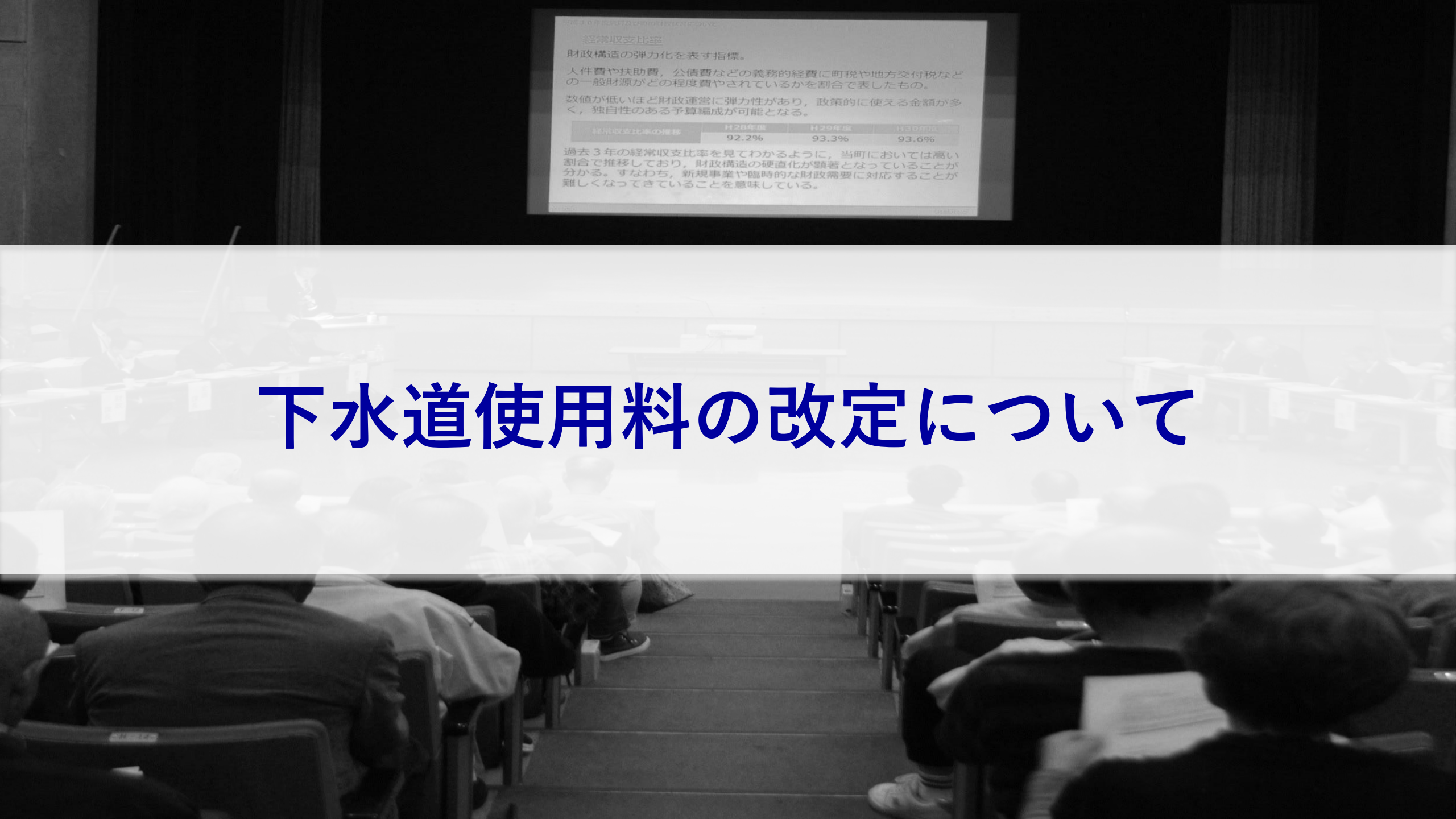
●歳出は「目的別経費（款別）」と「性質別経費」に分けて見ることができますが，家計との比較では「性質別経費」により分類しております。

歳出

一般会計決算		家計での支出額	
人件費 1,599,363千円	町長・議員報酬 職員給料等	食費 衣類等	**105万円**
物件費 1,030,536千円	光熱水費 通信運搬費等	電気・水道 携帯電話等	**68万円**
維持補修費 108,922千円	施設の修繕費 道路除草等	家・家電の 修理費用	**7万円**
扶助費 1,276,786千円	障害者・高齢者 福祉医療給付費	医療費 保険料	**84万円**
補助費等 956,058千円	団体への補助金 一部事務組合負担金	教育費 地区会費	**63万円**
普通建設事業費 617,687千円	道路工事 施設改修工事	増改築 家電購入	**40万円**
公債費 486,985千円	起債の償還費	ローン 返済	**32万円**
積立金 418,857千円	各基金への積立	貯金・積立	**27万円**
投資・出資・貸付金 1,000千円	貸付金・出資金	株式等への 投資	**0万円**
繰出金 803,975千円	国保・介護等 特別会計繰出金	子どもへの 仕送り	**53万円**
7,300,169千円	合　　計		**479万円**

家計では収入500万円に対し支出は479万円となり，
21万円を翌年に繰り越すことになります。





下水道使用料の改定について

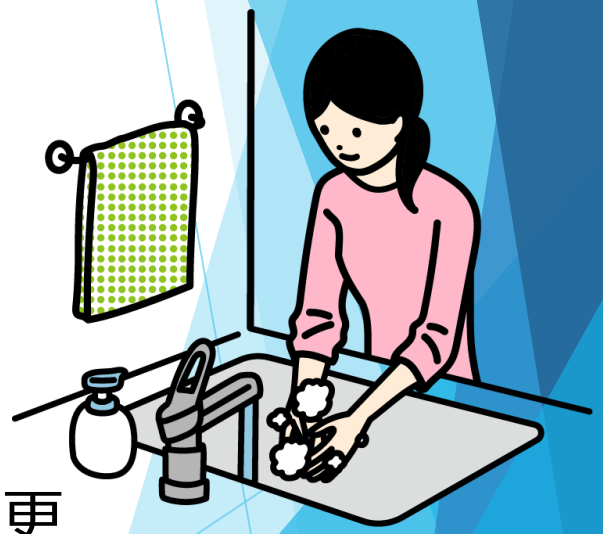
１．概要

令和９年４月1日から下水道使用料を改定します。

※検針スケジュールにより，適用は６月検針分（６月請求，７月口座振替）からになります。

改定の理由 ：施設の老朽化
物価上昇による維持管理費の増
人口減による収入の減少

主な変更点： 基本使用料を新設
従量制を累進（使うほど単価が上がる）に変更



２．なぜ改定が必要か（背景）

■老朽化した下水道管の更生工事（利根町羽根野地内）



工事前



工事後

◆人口減・節水機器で使用水量・収入が減少
　将来は約３０年で人口が半分に

◆事業開始から５０年が経過
　管の劣化や改築・更新費が急増する見込み

◆現行料金では事業費の約８割しか賄えず，税金などで補っている状態

◆茨城県で唯一基本使用料を設けていない自治体

３．改定までの経緯



◆**経営戦略の改定（令和7年3月）**
中長期的な経営の基本計画を策定

◆**下水道使用料適正化について答申（令和８年３月）**
利根町下水道事業運営協議会において，5回にわたり審議。
下水道事業を維持するための料金改定案が提出されました。

◆**利根町議会において条例改正案が可決**
令和8年9月定例会において，下水道使用料改定に関する条例改正案が可決されました。

４．下水道使用料改定の内容

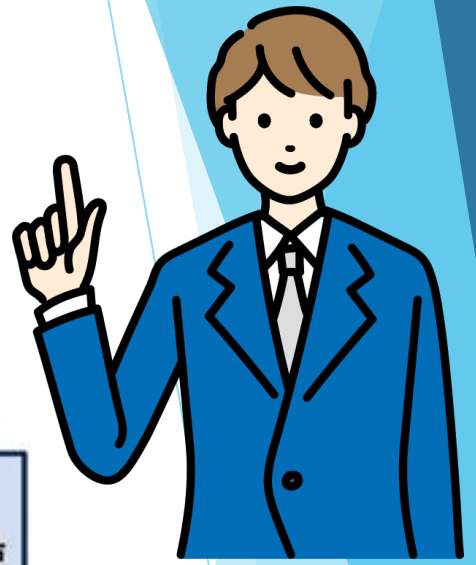
【改定前（基本料金なし）】

従量使用料（1㎥あたり）	従量使用㎥×120円

【改定後】

基本使用料	1,100円（基本水量なし）
従量使用料（1㎥あたり）	
1㎥～10㎥	30円
11㎥～20㎥	160円
21㎥～50㎥	164円
51㎥以上	169円

独自設計の意図：
原則通りに計算すると基本使用料が2,140円となり小口負担が過大になります。そのため、基本額を1,100円に抑え、10㎥までの単価を30円と極めて低く設定することで、単身世帯等への激変緩和措置を講じています。



※今後の人口減少による水量減にも影響を受けないよう、基本使用料を近隣団体と同程度まで引き上げ、固定費回収の安定性を重視した案が選ばれました。

５．家計への影響

◆モデル例（２か月分・税込）

・　10㎥：現行 1,320円　→　改定後 2,750円（＋1,430円）
・　20㎥：現行 2,640円　→　改定後 3,080円（　＋440円）
・　40㎥：現行 5,280円　→　改定後 6,600円（＋1,320円）
・　60㎥：現行 7,920円　→　改定後10,208円（＋2,288円）
・100㎥：現行13,200円　→　改定後17,424円（＋4,224円）

◆自身で確認する方法

現在の検針票で「使用水量」を確認し，料金早見表（広報とね１１月号に掲載）に照らし合わせて確認してください。

６．最後に

将来にわたり安定した下水道サービスを維持するための見直しとなります。

下水道利用者の皆さまにはご負担をお掛けしますが，ご理解とご協力をお願いいたします。

